

オープンカウンター方式による見積依頼について

大分県警察本部警務部会計課施設管理室

- 随意契約を前提とした見積依頼です。
- 提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税（10%）込み）を提示された事業者を契約の相手方といたします。
- 参加を希望される場合は、次の留意事項を熟読の上、後記2の連絡先にご連絡ください。

《留意事項》

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

2 見積書・仕様書の問い合わせ先及び提出先

〒870-8502 大分県大分市大手町3丁目1番1号 大分県警察本部警務部会計課施設管理室

電話：097-536-2131（内線2293） メールアドレス：s61100@pref.oita.jp

※ 見積書は、持参・郵送・電子メールを問わず、締切日時必着とします（持参・郵送の場合は、封筒の表に「**オープンカウンター見積書在中**」と必ず朱書きしてください。

※ 見積書を電子メールにより提出する場合は、メールの件名に「**オープンカウンター見積書の提出**」と記載し、誤送信防止のため、受信確認の電話連絡をしてください。

3 見積書提出期限

令和8年3月10日（火）午後3時

4 契約期間

令和8年3月11日から同年3月27日までの間

5 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方といたします。

見積額は、各案件において特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載してください。

契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

6 見積合わせ結果について

契約の相手方に決定した事業者のみ連絡します。

7 契約書等作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます。

8 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 前記5において、同価の見積が二人以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定により「くじ引き」を実施します。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができます。

オープンカウンター方式による見積依頼案件

場所	内容	見積書提出期限
大分市大字福宗	7-10 大分県機動隊待機寮混合水栓修繕	令和8年3月10日午後3時

別添

仕 様 書

1 件名

7-10 大分県機動隊待機寮混合水栓修繕

2 修繕期間

令和8年3月11日から同年3月27日までの間

3 修繕箇所

大分市大字福宗字鳴石2301番4 大分県機動隊待機寮（102・201・203・205・207・304・306・308号室）

4 品名・規格等

品 名	仕様・型式	数量	単位
シャワー水栓	K F 1 4 E R 2	8	台
交換作業費		1	式
諸経費		1	式

5 修繕内容

- (1) 既設のシャワー水栓を取り外し、前記4に掲げる機器を設置すること。
- (2) 修繕日時等については、施設管理担当者と適宜調整を行うこと。
- (3) 作業後は、職員立会いの下で動作確認を行い、必要に応じて調整すること。
- (4) 撤去品については、持ち帰り処分すること。

6 見積提出期限

令和8年3月10日（火）午後3時まで

7 その他

- (1) 作業工程については、必ず施設管理者と十分打ち合わせを行うこと。
- (2) 施工写真を撮影し、作業前から作業後が分かる完成報告書を提出すること。

別添

国費契約等の手続における押印等の省略について

この度、契約等の手続きにおいて、下記書類への代表者印及び社印等の押印を省略できることとしましたので、お知らせします。

記

- 1 対照となる契約等
国と締結する契約等
※ 見積書等の宛先が「大分県警察本部長」となる契約等が対象
(宛先が「大分県知事」となる契約については、対象外)
- 2 押印を省略できる書類
 - (1) 請書
 - (2) 見積書
 - (3) 請求書
 - (4) 納品書又役務の完了を確認する書面
- 3 押印省略時の措置
押印を省略する場合は、当該書類に
 - ・ 『書類の発行者』 の氏名及び連絡先
 - ・ 『本件事務担当者』 の氏名及び連絡先を必ず記載
※ 確認のため、必要に応じてこちらから記載連絡先に連絡させていただく場合があります。
- 4 本件取扱開始日
令和2年8月31日以降の調達案件
- 5 その他
ご不明な点等は、下記連絡先までお問い合わせください。
大分県警察本部警務部会計課
TEL 097-536-2131 (内線：営繕・施設係2293)